

改

正

後

個⑥055－2

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】

(同 左)

改

正

前

個⑥055－1

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【表面】

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏 名

資 産 区 分	種 別 ①				取 得 年 に 係 る も の 税 額 控 除 に 係 る 度 の 超 額 の 計 算	年 分	前年繰越額 又は本年税額 控除限度額	本年控除 可能額等	翌年繰越額 (⑤－④)	(平成 22年分以降用)	
	⑤					⑥			⑦		
	平成 年分 (4年前)										
	平成 年分 (3年前)										
本 所 得 税 額 取 得 額 の 特 別 控 除 額 前 計 算 分	取 得 年 月 日 ③	平・・	平・・	平・・	取 得 年 に 係 る も の 税 額 控 除 に 係 る 度 の 超 額 の 計 算	平成 年分 (2年前)			外		
	事業の用に供した年月日 ④	平・・	平・・	平・・		平成 年分 (前年)			外		
	取得価額又は製作価額 ⑤		円	円		円	計				
	取得価額の合計額 (⑤の合計) ⑥			円		の 本 年 分	(⑤の金額)	(⑥の金額)	外		
	同上のうち建物及び その附属設備に係る額 ⑦					合 計					
	税 額 控 除 限 度 額 (⑥－⑦)× $\frac{15}{100}$ ＋⑦× $\frac{5}{100}$ ⑧					リ 年 分	前年繰越額	本年控除 可能額等	翌年繰越額 (⑧－④)		
	事業所得に係る所得税額 ⑨					⑩			⑪		
	本年税額基準額 (⑧× $\frac{20}{100}$) ⑩					平成 年分 (4年前)	円	円			
	本年税額控除可能額 (⑧と⑩のうち少ない金額) ⑪					平成 年分 (3年前)			外		
	所得税額超過構成額 ⑫					平成 年分 (2年前)			外		
	本年分の特別控除額 (⑪－⑫) ⑬					平成 年分 (前年)			外		
	差引本年税額基準額 (⑩－⑪) ⑭					計					
	繰越税額控除限度超過額 (⑫の計) ⑮					年 分	前年繰越額 又は本年税額 控除限度額	本年控除 可能額等	翌年繰越額 (⑭－④)		
	同上のうち本年繰越 税 額 控 除 可 能 額 (⑮と⑫のうち少ない金額) ⑯					平成 年分 (4年前)	円	円			
所得税額超過構成額 ⑰				平成 年分 (3年前)			外				
本年繰越税額控除額 (⑯－⑰) ⑱				平成 年分 (2年前)			外				
所得税額の特別控除額 (⑬＋⑱) ⑲				平成 年分 (前年)			外				
				計		(⑮の金額)					
				本 年 分	(⑮の金額)	(⑱の金額)	外				
				合 計							

改 正 後	改 正 前
個⑥055－2 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第3項及び第4項に規定する沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、次に掲げる年分において、所得税額がないためその後の年分に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければならないので、ご注意ください。 ① 経営革新設備等を事業の用に供した年分（供用年） ② 供用年後の繰越税額控除限度超過額がある年分 1 記載要領 (1) 「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、設備の名称を記載します。 (2) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (3) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をい、租税特別措置法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41条の18の3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法8）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（措法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (4) 「⑫」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「③」欄のBの金額を記載します。 (5) 「⑰」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「②」欄のBの金額を記載します。 (6) 「㉑（若しくは㉒又は㉓）」の「計」までの各欄には、前年分のこの明細書の「③（若しくは㉒又は㉓）」の金額を記載します。 (7) 「㉔（若しくは㉕又は㉖）」欄の外書には、措法第10条の7の所得税の額から控除される特別控除額の特例の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。 この場合において、「計」及び「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。 (8) 「㉚」～「㉝」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第5条の7第4項に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。 (9) 「設備等の概要」欄には、設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の4	個⑥055－1 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5第3項及び第4項に規定する沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、次に掲げる年分において、所得税額がないためその後の年分に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければならないので、ご注意ください。 ① 経営革新設備等を事業の用に供した年分（供用年） ② 供用年後の繰越税額控除限度超過額がある年分 1 記載要領 (1) 「①」欄及び「②」欄には、経営革新設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、設備の名称を記載します。 (2) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (3) 「⑨」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をい、租税特別措置法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、電子証明書等特別控除（措法41の19の5）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (4) 「⑫」欄には、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「③」欄のBの金額を記載します。 (5) 「⑰」欄には、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「③」欄のBの金額を記載します。 (6) 「㉑（若しくは㉒又は㉓）」の「計」までの各欄には、前年分のこの明細書の「③（若しくは㉒又は㉓）」の金額を記載します。 (7) 「㉔（若しくは㉕又は㉖）」欄の外書には、措法10条の6の所得税の額の中から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の金額を記載します。 この場合において、「計」及び「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。 (8) 「㉚」～「㉝」の各欄は、平成19年改正前の租税特別措置法施行令第5条の7第4項に規定するリース契約が平成20年3月31日以前に締結されたものである場合に限り記載してください。 (9) 「設備等の概要」欄には、設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の5